			分を除く。）、三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から一二二度に引いた線、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から二〇五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
TGUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
鹿児島（第十管区海上保安本部）	（略）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz及び二、一八二kHz無線電話用	北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から七三度に引いた線以南であって同地点から一五〇度に引いた線以東の部分及び同地点からそれぞれ二五二度、二八二度に引いた線以西の部分）、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ七一度、三三〇度に引いた線以北の部分を除く。）、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から一四四度に引いた線、大分県臼石鼻灯台（北緯三三度二四分二四秒東経一三一度四二分一二秒）から九〇度に引いた線、三角岳山頂（四〇六メートル）から二四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域（那覇（第十一管区海上保安本部）の通信圏の海域を除く。）
海岸局識別一〇〇四三一一〇〇一呼出名称かごしまほあん（KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
鹿児島（第十管区海上保安本部）	（略）	（略）	（略）

			分を除く。）、北緯三三度三六分三五秒東経一三三度三一分三〇秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一六三度、二〇五度に引いた線以北の部分を除く。）、三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から一二八度に引いた線、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から二〇五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
TGUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
鹿児島（第十管区海上保安本部）	（略）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz及び二、一八二kHz無線電話用	北緯三一度三四分四四秒東経一三一度二四分三一秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から九八度に引いた線以南であって同地点から一六〇度に引いた線以東の部分）、北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から一四六度に引いた線以西であって同地点から一五〇度に引いた線以東の部分及び同地点からそれぞれ二五二度、二八二度に引いた線以西の部分）、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五二度、三三〇度に引いた線以北の部分を除く。）、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から一四四度に引いた線、大分県臼石鼻灯台（北緯三三度二四分二四秒東経一三一度四二分一二秒）から九〇度に引いた線、三角岳山頂（四〇六メートル）から二四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域（那覇（第十一管区海上保安本部）の通信圏の海域を除く。）
海岸局識別一〇〇四三一一〇〇一呼出名称かごしまほあん（KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
鹿児島（第十管区海上保安本部）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第一号の表横浜（第三管区海上保安本部）の項の改正規定（「一七一度」を「二二八度」に改める部分及び「、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一五一度、二〇一度に引いた線以北の部分を除く。）、」を「、」に改める部分に限る。）は、令和九年七月一日から施行する。